制定:平成23年 3月31日 変更:平成23年 6月30日 変更:平成25年 3月29日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 の中期目標を達成するための計画 (第三期中期計画)

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)の平成23年4月1日から平成28年3月31日までの期間における中期目標を達成するための計画は、以下のとおりとする。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

A. 各分野における業務の質の向上のための取組み

A-1. 製品安全分野

- 1. 製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みの強化
 - (1)事故情報の収集・分析の迅速化・重点化、信頼性向上 消費者が利用する製品のうち、消費者の生命又は身体に危害を及ぼす可能性 のある製品に適切な対応を図るため、以下の業務を行う。
 - ① 消費者が利用する製品における事故情報等について、警察、消防、消費生活センター等の地域における関係機関との意見交換等を通じ、網羅的かつ広範に、迅速かつ的確に収集し、原因究明を行う。さらに、警察及び消防機関に対しては、事故発生時におけるより一層の連携及び情報共有を図り、消費生活センターに対しては、講演・セミナー等へ講師派遣や季節毎の製品安全に係る注意喚起のための資料提供を通じて、緊密な協力・連携を更に強化する。
 - ② 高齢者や子供に関する事故情報の収集を一層強化するため、医療機関等との連携を行い、事故の内容、傾向、リスクの分析を行う。
 - ③ 事故原因究明の確度を高めるためには、初動調査における現場確認や事故品確認が重要であることから、事故情報に係る現場確認・事故品確認を重点的に実施する。並行して、R-Map分析等のリスク分析手法の活用を徹底し、プライオリティ付けを更に強化し、一層の効率的な事故原因究明を行う。また、専門技術者、外部有識者の知見を活用する製品事故調査員制度やアドバイザリーボード等を活用して的確かつ迅速な事故原因究明を行うよう徹底する。
 - ④ 原因究明の精度向上を図るため、事故原因究明手法の開発等を行う。また、原因究明テスト等のデータの信頼性を確保するため、JISQ17025(試験所・校正機関の能力に関する一般要求事項)に基づく適合性を維持する。
 - (2)安全レベルの質的向上
 - ① 安全性の高い製品設計に反映されることを目的として、収集した製品事故情報、事故原因究明結果等を国、事業者等に積極的に提供する。

さらに、原因究明結果を製品毎に整理し、重大なリスクを有する製品や経年 劣化による事故発生事象が多い製品を中心に、FTA、FMEA(注)等の故障モード解析手法を活用することにより事故発生要因の技術的解析や部品レベルでの安全対策等を検討し、事故の未然防止の観点から、経年劣化、高齢者や子供等の誤使用・不注意による事故を含む人間特性を踏まえ、製品のライフサイクルを考慮した安全設計に役立つ情報を提供する。

注: FTA: Fault Tree Analysis (故障の木解析)

FMEA: Failure Mode and Effect Analysis (故障モードとその影響の解析)

- ② 家電量販店を含めた事業者、消費者センター等からヒヤリ・ハット情報の収集を行い、事故の未然防止のための情報提供等に活用する。
- ③ 海外関係機関との連携を深め、製品事故情報や事故原因究明技術等を共有することにより事故の未然防止に資するほか、積極的、能動的に我が国へ輸出される商品の安全性を高めることに資する情報提供や技術研修を実施する。
- ④ 事故の未然・再発防止のための情報提供等

消費者に対する危険情報の周知を行うとともに、消費者による製品の誤使用を防止し、安全に対する意識の向上等につながるよう、これらの情報をより分かりやすい形態に加工し、プレスリリースや印刷物及びインターネットを通じて、消費者等に提供し、注意喚起のための広報活動を積極的に行う。さらに、事故の未然防止のため、社会人講座や小・中学生に対する製品安全教育に必要な教材の提供を行う。

- ⑤ 製品事故原因究明の分析結果等を活用して、技術基準・規格等及び関連する認証制度(強制マーク、任意マーク(民間規格を含む))の見直し・整備の必要性を検討し、経済産業省や担当機関へ提言する。
- (3)技術基準・規格等の提案活動の強化
 - ① 高齢者・乳幼児の安全を図るために独立行政法人産業技術総合研究所や病院、介護施設等と連携しつつ、高齢者・乳幼児用製品による事故の未然・再発防止策を検討して、技術基準・規格案を作成し、経済産業省や担当機関へ提言する。
 - ② 機構が技術基準・規格案等を作成した分野を中心に国際標準化に取り組む。
 - ③ 民間が自主的に行う消費生活用製品に関する基準・規格の検討に対して、 データの提供やアドバイスを行う等の支援を行う。
 - ④ 電気用品安全法技術基準(省令)を性能規定化し、技術基準の解釈を二次文書、解釈の解説を三次文書とする階層構造を実現する。

電気用品安全法の対象品目として、一般家庭で使用するすべての電気製品

を原則対象とするよう、政省令改正案の策定を支援する。

- (4) 製品安全に係る法執行・支援業務の的確な実施
 - ① 消費生活用製品安全法に基づき主務大臣から指示された消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を的確に行う。
 - ② 経済産業省に係る法令(工業標準化法、製品安全4法(注)等)における経済産業大臣の指示に基づく立入検査については、これを的確に実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。また、工業標準化法に基づくJISマーク表示製品等の法令適合状況を把握するための試買検査を実施する。さらに、計量法に基づく指定製造事業者制度については、経済産業省から依頼のあった事務を支援する。

加えて、国内登録検査機関が適合性検査の業務の全部又は一部の休止若し くは廃止の届出があったとき、天災その他の事由により製品安全4法に定める適 合性検査を実施できなくなった場合において、経済産業大臣の指示があった場 合には的確に実施する。

注: 製品安全4法は、消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法をい う。

2. その他

消費者庁と国民生活センターの役割分担等を踏まえ、国民生活センターの行う商品テスト事業について、他の独立行政法人、民間検査機関等との関係に留意しつつ、機構の技術的、専門的優位性にかんがみ、協定の締結を含め、効果的、効率的な連携体制の構築に協力する。

A-2. 化学物質管理分野

1. リスク評価に基づく化学物質の管理

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化学物質審査規制法」という。)の執行等を支援するため、以下の業務を行う。

(1)化学物質のリスク評価等

- ① リスク評価、ハザード評価及び暴露評価(以下「リスク評価等」という。)に必要な情報を整備する。
- ② 一般化学物質のスクリーニング評価や優先評価化学物質のリスク評価等を行う。
- ③ リスク評価等の精度向上及び効率化のため、評価手法について国内外の情報を収集・整理をするとともに、評価の目的に応じた手法の検討を行う。

(2)新規化学物質の審査等

- ① 新規化学物質の事前審査・確認に関する各種調査、資料作成等の支援を行う。
- ② 優良試験所確認制度にかかる適合試験施設の査察に関連する技術的支援を行う。
- ③ 化学物質審査規制法所管3省が共有する情報についてデータベースの整備を行う。
- ④ 化学物質審査規制法対象物質を明確化するため、告示物質の範囲の特定を 行う。また、新たに告示する物質の名称の原案作成を行う。
- ⑤ 国際機関等の活動に積極的に参画するなど、必要な国内外の情報の収集・整理を行い、新規化学物質の審査等に活用する。また、構造活性相関手法など化学物質の安全性等の予測に関する手法の調査、検討を行う。

(3)立入検査等

化学物質審査規制法における経済産業大臣の指示に基づく立入検査等については、これを的確に実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

2. 化学物質の排出等に係る事業者の自主管理の促進

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の執行等を支援するため、以下の業務を行う。

① PRTR制度(注)において届出対象事業者から届出のあった化学物質排出移動量等について電子計算機への記録、集計等に加え、当該データ等の整理、解析等を行い、事業者の化学物質の自主的な管理の改善、国民の化学物質の安全に関する理解の深化、国における適正な化学物質管理施策を支援する。その際、PRTR 届出作成支援プログラムを利用した入力情報の二次元コード化による処理

業務の簡素化・合理化を進めるとともに、入力チェック機能の充実等により、事業者の事務負担を軽減させ、利便性を向上させる。また、当該プログラムの効果的な普及方法について検討する。

- 注: Pollutant Release & Transfer Register 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。
- ② 事業者からの電子届出の割合が、第三期中期目標期間の終了までに全届出の 50%を超えるように努める。
- ③ 国際機関等の活動へ積極的に参画することなどにより、必要な国内外の情報の 収集・整理を行い、事業者の自主管理の促進に活用する。

3. 化学兵器に係る国際約束の担保

- ① 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化学兵器禁止法」という。)における経済産業大臣の指示に基づく国際機関による検査等への立会い及び立入検査等に的確に対応する。特に、増加している立会い等について、迅速に実施・報告する。
- ② 国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への事前調査、実態調査を行う。
- ③ 化学兵器禁止法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質に対する分析能力の向上を図るため、分析訓練を実施する。
- ④ 国際機関及び各締約国の動向の調査により常に最新の関連情報の入手に努め、 分析方法、検査実施方法の整合性の確保を図る。

4. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等

- (1)化学物質の安全性等の情報の整備提供
 - ① 化学物質の物理化学的性状、ハザード情報、暴露情報、国内外におけるリスク評価結果などに関する情報を効率的に収集・整理を行い、化学物質総合情報提供システム(CHRIP)等を通じて国民、事業者、行政機関等に提供する。
 - ② 国内外の化学物質管理に関する情報の調査等を行い、その結果を踏まえて、情報提供のあり方の検討やCHRIP等の情報基盤の整備を行う。
 - ③ 化学物質管理情報の整備、提供に係る国際整合性の確保等のため、必要な 国内外の情報の収集・整理を行うとともに、国際機関等の活動に積極的に参 画し、e-ChemPortal(注)に機構が整備しているデータベース構造の情報 を提供するなど、国際情報基盤整備に対応する。

注: a Global Portal to Information on Chemical Substances 化学物質の安全

性に関する政府間フォーラム(IFCS)による2003年の採択を受け、経済協力開発機構(OECD)が2007年に構築を開始した、加盟国や国際機関が有する既存化学物質のハザード情報などに関するデータベースを一括して検索できるポータルサイト。

- ④ 技術の進歩に伴い利用が進められるナノ材料の安全性や製品経由による化 学物質のリスク評価手法等の課題について、独立行政法人産業技術総合研 究所や経済協力開発機構(OECD)での研究動向などを踏まえて、調査、検 討を行う。
- (2)化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備、提供

国民、事業者、行政機関等の化学物質のリスク等に係る相互理解を支援するため、ホームページへの掲載、講演、研修等への講師派遣、パンフレットの配布等の方法を用いて、化学物質の安全性情報やリスク評価情報の提供を行うとともに、わが国のリスクコミュニケーションの現状やこれら関係者のニーズを踏まえながら、情報提供の手法を検討する。

A-3. バイオテクノロジー分野

1. バイオテクノロジーの産業利用のための安全性確保

バイオテクノロジーの産業利用における安全レベルの質的向上等を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタへナ法」という。)の執行・支援や、微生物によるバイオレメディエーション利用指針(以下「バイレメ指針」という。)の執行・支援を適切に実施するため、以下の業務を行う。

なお、法の執行・支援を行うにあたり、微生物を産業利用する際のリスク評価に関する知見が未整備な部分については、外部研究機関との連携により評価手法の開発を行う。

- (1)遺伝子組換え生物等の産業利用におけるカルタヘナ法の執行・支援業務
 - ① 申請書類の事前審査等の審査支援

鉱工業利用を目的としたカルタへナ法における申請書類の技術的な内容の確認等の事前審査を行う。また、同法に係る GILSP(優良工業製造規範) 遺伝子組換え微生物の告示改正原案の作成及び普及啓発を行うとともに、事業者からの照会に対する対応、過去に大臣確認された申請書類のデータベース化を行う。

- ② 立入検査等による事後の確認 カルタヘナ法における経済産業大臣の指示に基づく立入検査等について は、これを的確に実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- ③ カルタヘナ議定書締約国会合への活動に対する協力等 国が行うカルタヘナ議定書締約国会合への活動に協力するとともに、必要 な国内外の最新の科学的知見等の情報を収集・整理し、上記の審査支援、立 入検査等の業務に活用する。
- (2) 微生物による有害物質の分解等におけるバイレメ指針への執行・支援業務 バイレメ指針における申請書類の技術的な内容の確認を行うとともに、バイレ メ指針の事業者におけるモニタリングについても技術的支援を行う。
- (3)微生物利用の際の適切なリスク評価の実現に向けた取組み

有害物質の分解や除去等汚染土壌の浄化のために環境に導入する微生物のリスク評価を適切に実施するため、環境に導入する微生物を有害菌(病原菌・日和見感染菌)と確実に区別する手法の開発、及び環境に導入する微生物が微生物生態系に与える影響評価手法の開発を行う。また、微生物の拡散防止に関する基礎的なデータ収集を行い、リスク評価に活用する。

2. 国際ルールに則った生物遺伝資源の安全かつ安定な供給

我が国の生物遺伝資源の産業利用を支えるために、長期的に安定して生物遺伝 資源の提供が行われる必要があることから、知的基盤の整備を担う中核的な生物遺 伝資源機関としての機能を強化する。そのため、以下の事業を行うことにより、ユー ザーの利便性を高めるとともに、企業等における生物遺伝資源の利用を支える。

(1)国内外の有用な生物遺伝資源の安全かつ安定な供給

代替エネルギー、環境修復、健康等の産業に利用される株、各種検定指定株、 参照試験に用いられる分類学的基準株等の産業利用上重要な微生物等の生物 遺伝資源を収集、保存し提供する。併せて、最新の科学技術に基づく分析・評価 技術により、先進的知見の創出に努めるとともに、菌株の安全性や産業利用上有 用な機能等を調査して情報提供を行う。

また、提供体制の整備として、微生物等の生物遺伝資源に関する国全体の提供体制を整備するため、JSCCオンラインカタログについて、日本微生物資源学会に所属している機関に対して当該カタログへの参加を働きかけ、微生物の機能情報、遺伝子配列情報等検索可能な項目の詳細化等のためのデータベース構造の見直し等を行う。アジア地域においては、機構が中核となり発足したアジア地域における生物遺伝資源の保存と利用促進を目的とする多国間の協力体制(ACM)を強化・推進する。この枠組みを活用して構築したアジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワーク(ABRCN)の参加機関を拡大する。さらに、経済協力開発機構(OECD)が提唱した国際的な生物遺伝資源機関ネットワーク(GBRCN)の認証制度の枠組み構築活動に積極的に参加する。

このほか、国全体として、長期的に安定して微生物等の生物遺伝資源の提供等が行われる必要があることから、関係機関との意見交換や連携等を進め、セキュリティの確保等の必要な取組みを行う。

(2)海外生物遺伝資源に対するアクセス・ルートの確保

生物多様性条約の発効により入手や利活用が困難となっている海外生物遺伝資源を我が国企業等が容易に利用できる体制を維持・強化するため、アジア諸国との生物多様性条約を踏まえた生物遺伝資源の利用に関する二国間協定(MOU)の締結や共同事業契約(PA)等を通じ、海外生物遺伝資源へのアクセス・ルートの確保を行う。また、中南米、アフリカ等の資源国については、企業のニーズ、政策的必要性等を踏まえ対象国を選定し、資源国それぞれの特有の事情について調査を行う。

(3)特許微生物に係る寄託業務の一元化

微生物の産業利用をさらに進める観点から、特許法施行規則及びブダペスト条約等に基づく寄託機関として、生物遺伝資源機関と一体的に運営することにより、 寄託者にとってより一層信頼性の高い実施体制を構築するため、独立行政法人 産業技術総合研究所の特許生物寄託センターを、生物遺伝資源機関を有する 機構に一元化するとともに、利便性の高いものとなるよう特許寄託業務を的確に 実施する。その際、生物遺伝資源機関として当該業務との効率化を図るため、施 設・設備の共用化、人員の業務兼務等を進めるとともに、既存の利用者への影響、 利用者の意向等も踏まえつつ、寄託に係る手数料の見直しを行う。

A-4. 適合性認定分野

1. 製品事故の未然防止、取引の円滑化等への貢献

正確な計量・計測はあらゆる産業の基本となる基盤であり、機構はその基盤を整備し維持しつつ、その基盤に支えられた信頼性の高い試験、認証を実現することにより、輸入品を含む製品の安全性確保や国内外における円滑な取引等に貢献するために以下の業務を行う。

(1)法令に基づく認定等

法令に基づく認定等の業務として、日本工業規格(JIS)試験方法による製品試験結果の信頼性を確保する工業標準化法に基づく試験事業者登録制度(JNLA)、日本の産業における品質管理や精度確保、国民生活に広く影響を及ぼす基盤としての正確な計量・計測に必要不可欠な計量法に基づく校正事業者登録制度(JCSS)、及びダイオキシン類等極微量物質の計量データを基に適正な環境保全に貢献する計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度(MLAP)を実施する。

- ① JNLA、JCSS及びMLAPにおいて、審査案件ごとに審査チームを速やかに編成し、円滑かつ的確に審査を行うとともに、評定委員会を適時開催することにより迅速かつ効率的に認定業務を実施する。
- ② 申請者の利便性を向上し、JNLA、JCSS、MLAP の制度の普及を図るため、ガイダンス文書を作成し公表するとともに、これら制度に係る説明会を開催する。また、認定範囲のニーズや制度を効果的に運用するためのニーズの調査を実施し、その結果に応じて制度に反映する。
- ③ アジア太平洋試験所認定協力機構(APLAC)及び国際試験所認定協力機構(ILAC)の相互承認(MRA)の要件を維持することを希望するJNLA、JCS S登録事業者に対し、ISO/IEC17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)等を用いて定期的に検査を行い、MRA対応認定事業者であることを確認し、国内外に公表する。
- ④ JNLA、JCSSのMRA対応認定事業者及びMLAP認定事業者の技術能力を確認するため、技能試験を定期的に実施する。また、技能試験業務の効率化のため、外部機関が実施する技能試験を国際基準に適合しているかを評価し、事業者の審査に積極的に活用する。

(2)法令に基づく認証機関の調査

工業標準化法、製品安全4法及び特定機器に係る適合性評価手続きの結果の外国との相互承認の実施に関する法律(以下「特定機器相互承認法」という。)に基づいて認証機関が行う適合性の証明について、安全基準や規格基準への適合性が信頼あるものとして確保されるよう、これら法令に基づき、国内認証機関及

び外国認証機関の登録のための調査を厳格かつ的確に行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

(3)法令に基づく認証機関等への立入検査

JNLA、JCSS及びMLAPの登録事業者又は認定事業者並びに工業標準化法、計量法、製品安全4法及び特定機器相互承認法に基づく登録認証機関等の法令遵守状況確認のため、経済産業大臣からの指示等に基づき、当該事業者等への立入検査を実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

(4) 政策的・社会的要請に対応する認定等

- ① 国民の安全と安心の確保、国内外の取引の円滑化並びにこれらを実現するための社会基盤である計量・計測の信頼性を確保するための政策的・社会的要請に効果的に対応する認定制度である製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)について、迅速かつ柔軟に運用する。新規分野での認定ニーズについては、産業界や試験事業者等の関係者との情報交換や交流を行うことにより、常に技術の動向や標準化・規格化等の動向について調査を行い、その結果に応じてASNITEにおいて、新規認定分野の認定プログラム開発を行う。特に計量標準へのつながりを証明する校正事業者の認定ニーズについては、JCSSによる対応とそれを補完するASNITEにより、適切に対応する。
- ② ASNITE認定業務において、審査案件ごとに審査チームを速やかに編成し派遣するとともに、評定委員会を適時開催することにより、迅速かつ効率的に業務を実施する。また、申請者の利便性を向上するためのガイダンス文書を作成し公表する。さらに、ASNITEを効果的に運用するため、顧客サービス向上及び認定ニーズ把握のための調査を行い、適切にASNITEに反映する。

2. 中核認定機関としての信頼性の向上等

- (1)国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関運営
 - ① 国際規格(ISO/IEC17011:認定機関に対する一般要求事項)に適合したマネジメントシステムを維持し、認定に用いられる技術基準等をインターネットを通じて公開すること等により透明性を確保するとともに、年1回の内部監査及びマネジメントレビューや事業者に対する審査・検査の満足度調査を実施し、それらの結果を踏まえて認定機関の運営を改善する。
 - ② 技術的信頼性の高い認定機関として、独立行政法人産業技術総合研究所等 (以下「研究所等」という。)の外部機関とのネットワークを強化し、高度な技術 的専門性を有する審査員の増強を図るため、研究所等の外部機関職員を主な対象とした審査員資格取得に係る講習会、訓練等を実施する。
 - ③ 職員の認定機関要員としての資質向上、技術力強化のため、内部研修を実

施するほか、研究所等の外部機関、海外認定機関等での研修に参加する。

④ 地域機関(APLAC、PAC)及び国際機関(ILAC、IAF)発行のマネジメント 及び技術文書の作成及び国際標準化機関(ISO/CASCO)に係る規格作 成・改正作業、国内規格(JIS等)策定等に参画し、これらの文書を認定センタ ーのマネジメント文書等に適切に導入することにより、国際レベルでの信頼性 を維持する。

(2) 国際的信賴性維持•向上等

- ① APLAC及びILACの相互承認 (MRA)を維持するため、APLAC評価チームによる再評価を継続的に受審する。
- ② 海外認定機関との協力体制の強化、MRA自体の信頼性向上及び国際的な地位の維持・向上を目的とし、海外の認定・認証制度等の調査を行うとともに、APLAC及びILACの会議への参加や重要ポストの獲得、MRA評価員の派遣など、各種国際活動を行う。
- ③ 太平洋認定協力機構(PAC)及び国際認定フォーラム(IAF)の相互承認協定(MLA)に参加して、製品認証機関を認定する機関としての適格性を確保する。さらにMLA署名後、PAC評価チームによる評価を受審して、MLAを維持する。
- ④ 国内の認定制度の信頼性及び技術レベルの向上を図るため、機構が事務局を担っている日本認定機関協議会を活用して、国内の認定制度の運営の経験を共有するとともに、国内の認定機関間における人的資源の効率的活用や国際的な場での対応方針の統一を目指すことを目的として、認定・認証等に関する国内外の動向等の情報共有を行う。また、技術情報セミナーにおいて認定・認証制度等の普及、啓発を行う。

3. 標準物質に係る情報提供

試験・校正事業者等に信頼性の高い標準物質情報を提供するため、以下の業務を行う。

- ① 標準物質を登録した国際データベース(COMAR)の運営の国内事務局として、登録基準に適合した我が国の標準物質を中央事務局に登録申請するとともに、国際標準物質情報を広く提供する。また、COMAR運営会議に出席して国内の意見を運営に反映させる。
- ② 標準物質総合情報システム(RMinfo)による情報提供をインターネット等により 適切に行うとともに、同システムへの情報入力を自ら行うことができる事業者の 拡大を図るための働きかけを行いながら、当該システムの適切かつ効率的な運 用管理を行う。

なお、上記業務については、「第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣

議決定)」において新たな知的基盤整備計画の策定が求められたことを踏まえた所要の検討がなされたため、平成26年3月31日までに当該業務の全部を産業技術総合研究所へ移管する。

A-5. その他

1. 講習業務

電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習業務については、これら業務を的確に実施する。

- (1)電気工事士法に基づく講習関係業務電気工事士法に基づく講習を的確に実施する。
- (2)特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習を的確に実施する。

なお、上記業務については、平成25年3月31日限りで当該業務の全部を廃止する。 また、これらの講習業務を廃止する際には、関係組織の廃止、関係人員の機構内で の有効活用を適切に行う。

2. 依賴試驗評価業務

機構の能力を活かし、民間での実施が困難な依頼試験・評価を適切に実施する。

B. 組織・業務運営における取組みの強化

B-1. 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ、業務を効果的かつ効率的に行い、引き続き、外部からの信頼性を獲得しながら組織のマネジメントを行う仕組みとして、統制環境、リスク管理、モニタリング等の観点を踏まえた理事長のトップマネジメントによる内部統制を充実・強化するとともに、政策効果(アウトカム)を意識したマネジメントを強化する組織体制の整備を行う。また、経営陣と職員間における意見交換を積極的に行い、組織目標、具体的な戦略、実施計画等について情報を共有する。

その際、コスト縮減を念頭に、予算の執行管理等を含め、業務全般にわたる管理 運営の適正化を一層図るとともに、事業の内部審査や評価について、対外的な透明 性を一層確保するための方策を検討する。

B-2. 戦略的な人材の確保·育成

機構が「信頼される機関」として存続するため、技術的専門性を有する人材を確保・育成するとともに、新たな社会的要請、行政ニーズ等にも対応できるよう、専門分野の複層化につながる取組みを一層進める。また、これらの人材を業務支援する管理部門(法務・コンプライアンス、財務・会計、個人情報保護・情報セキュリティ等)に

ついても、組織の信頼性の確保と維持向上、健全な組織運営を行っていくため、人材の育成を強化する。

その際、組織が学び、組織に学ぶという、ダイナミックかつインタラクティブな組織運営に留意するとともに、職員一人一人の能力や意向を考慮し、計画的に自己啓発型研修の重点化、外部研修の充実を行い、必要な教育・研修を積極的に実施する。

B-3. 機動的な内部組織の構築と人員配置

機構の各分野における専門家の流動化を図り、連携等を一層推進し、組織の活性化を図るとともに、国民の安全・安心の確保、産業活動における信頼性と安全性を確保する上で最適な内部組織を構築する。

また、製品事故調査に関する現地調査、事故品確保といった初動調査を限られた 資源で迅速かつ効率的に行うため、地域の関係機関等と密接な連携を図り、業務を 的確に実施できる体制を確保するとともに、最も効率的な体制となるよう、高度な燃 焼業務への特化や地域拠点の業務量の変動に応じた人員配置による一層の平準 化を行う。

B-4. 契約の適正化

随意契約について、一般競争入札への移行を徹底するとともに、競争入札等に際 し実質的な競争を確保するため、新規事業者が参加しやすい環境及び条件の整備 を一層進め、一者応札・一者応募の減少を図る。

その際、情報提供の充実・透明性の確保、入札公告の早期化、入札参加要件の緩和等による入札参加者の利便性を向上させるとともに、高額な物品調達等の契約については、一者のみが応札した場合には第三者で構成する契約監視委員会の意見を踏まえて入札手続きをやり直す制度を導入するなど、契約における実質的な競争の確保に向けた取組みを強化することにより、調達コストを削減する。

B-5. 広報、情報提供の推進

機構の業務活動の成果を広く国民・社会に対して円滑、効果的に普及させるため、マスメディアを活用した最新情報のタイムリーな発信や、各種展示、一般公開、データベース、ホームページ、市民講座等の様々な広報手段を活用し、効果的かつ効率的な広報活動を推進する。

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 効率化による経費の削減

中期目標で示された一般管理費(平均で前年度比3%以上削減)、業務経費(平均で前年度比1%以上削減)及び人件費に係る削減目標を達成するとともに、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、運営費交付金の増大を抑制する。

給与水準については、平成21年度における対国家公務員指数(年齢勘案105.2、年齢・地域・学歴勘案97.6)に鑑み、第三期中期計画期間中においても引き続き、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取組み、国家公務員に準じた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果や取組み状況を公表する。

これまでも機構は、人的、資金的制約が厳しくなる中、社会的要請や行政ニーズ等に的確に対応していくため、アウトソーシングを積極的に進めてきた。今後も、外部委託を行うことによって、より効率的な業務運営となる余地のあるものがないかどうか、引き続き検討を行い、一層の効率化を推進する。

化学物質管理分野については、リスク評価等に必要な情報の整備に際しては、アウトソーシングや外部人材活用などによる一層の効率化を進める。

2. 業務の電子化の推進

第二期中期目標期間中に実行した「NITE業務・システム最適化計画」を踏まえ、さらなる最適化を推進する。また、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図るため、引き続き、情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組む。

Ⅲ. 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画

1. 予算(人件費見積もりを含む) ≪別表1≫

「運営費交付金の算定ルール】

交付金額 $Gi=[((Ab(i-1)-\delta a(i-1))\times \beta + (Aa(i-1)\times \zeta))\times \alpha a+\delta a(i)]+$ $[((Bb(i-1)-\delta b(i-1))\times \beta + (Ba(i-1)\times \zeta))\times \alpha b\times \gamma + \delta b(i)] [\epsilon(i)]$

- ・G(交付金額):iは年度。
- Aa(i-1):直前の年度における運営費交付金対象事業(注)に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分
- ・Ab(i-1):直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち一般 管理相当分の人件費相当分以外の分

- Ba(i-1):直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち業務 経費相当分の人件費相当分
- Bb(i-1):直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち業務 経費相当分の人件費相当分以外の分
- ・ α a (一般管理費効率化係数):前年度比3%の削減
- ・ α b (業務経費効率化係数):前年度比1%の効率化
- β(消費者物価指数):前年度における実績値を使用する。
- ・γ (政策係数):法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズ等への 対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案し、具体的な 伸び率を決定する。
- ・δa(i)、δb(i)については、新規施設の竣工に伴う経費、法令改正に伴い 必要となる措置、大規模な設備機器の更新等の事由により、特定の年度に 一時的に発生する資金需要について必要に応じ計上する。
- ・ ε(i): 当該年度における利息収入等の見込額
- ・ζ(人件費調整係数):人事院勧告による給与改定分を反映する。
 - (注):運営費交付金対象事業とは、運営費交付金及び自己収入(受取利息等)によりまかなわれる事業である。

2. 収支計画

≪別表2≫

業務の効率的な実施による費用の低減、手数料の見直し等による自己収入の増加その他の経営努力により財務内容を改善する。

また、機構が保有する資産について、当該資産を保有し続ける必要があるか厳 しく検証し、不要資産があれば、国庫に返納する。さらに、特許権について、保有 する目的を明確にし、これを踏まえつつ、登録・保有コストの削減等を図る。

3. 資金計画

≪別表3≫

Ⅳ. 短期借入金の限度額

- ・短期借入金の限度額: 3,200,000,000円
- ・想定される理由: ①運営費交付金の受入れの遅延
 - ②受託業務に係る経費の暫時立替え
 - ③電気工事士講習の受講者数変動に伴う資金的措置等

V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産 の処分に関する計画

なし

VI. 前号に規定する財産以外の重要な資産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

Ⅲ. 剰余金の使途

- 人材育成・能力開発・研修
- •調查研究
- ・学識経験者等の招へい
- ・ 先行投資 (施設・設備等の購入)
- ・任期付職員の新規雇用
- 講習関係業務

Ⅲ. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

中期目標の達成のために必要な施設及び設備を適正に整備していく。

(施設の内容)

工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備

(予定額)

総額34億円

(財源)

施設整備費補助金

2. 人事に関する計画(人事及び人件費の効率化に関する目標を含む。)

(1)方針

中期目標に基づく新規業務及び業務量の増加に対しては、既存業務の合理 化を図ることにより可能な限り配置転換による人員を充てるとともに、外部機関及 び外部人材の積極的活用により、常勤職員の抑制に努める。

(2)人員に係る指標

総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推

進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づく平成 18 年度から 5 年間で人員について 5%以上の削減を行う取組みについて、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、平成 23 年度までその総人件費改革の取組みを継続し、計画的に削減する。

(3)その他人事に関する計画

①企画立案機関との人事交流

行政実施機関として政策の迅速・的確な実施のため経済産業省等政策の企画立案機関との人事交流を積極的に行う。

②業績の評価と反映

職員の意欲向上と適材適所の配置の実現を図るため、評価システムを効果的に運用する。

3. 積立金の処分に関する事項

第2期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第12条第1項に基づき、経済産業大臣の承認を受けた金額について、①第1期及び第2期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第3期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用、②ファイナンスリース取引及び前払費用等に係る会計処理、③やむを得ない事由により第2期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源、④東日本大震災の影響を踏まえた関連施設・設備の増強等のための財源、⑤電気工事士法に基づく講習の業務の財源に充てることとする。

以. その他業務運営に関する重要事項

個人情報の取扱いや文書管理については、適切な管理体制を維持するとともに、 個人情報を取り扱う事務や文書管理に従事する職員に対し、必要な教育研修を行 う。

また、機構が業務を適正に実施する上でその信頼性を損なうおそれが生じた場合や、機構が行う法令の執行業務に関して、法令に違反するおそれのある事業者を認めた場合は、厳正かつ迅速に対処し、機構及び法制度に対する信頼性の維持・向上に努める。

《別表1》予算

平成23年度~平成27年度予算

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	3 4, 0 8 1
施設整備費補助金	3, 364
受託収入	3 2 4
うち国からの受託収入	3 2 4
うちその他からの受託収入	0
その他収入	1, 231
計	39,000
支出	
業務経費	29,914
施設整備費補助金	3, 364
受託経費	3 2 4
一般管理費	5, 398
計	39,000
収入	
講習関係収入	8 2 3
計	8 2 3
支出	
講習関係経費	1, 020
計	1, 020
次期中期目標期間への繰越金	0

注: 運営費交付金収入については、一般管理費効率化係数 \triangle 3%、業務経費効率化係数 \triangle 1%、物価上昇係数 \pm 0%、政策係数 \pm 0. 7%、特定年度の一時的資金需要(δ) 0円と仮定した場合における試算結果を掲げたものである。

[人件費の見積り]

期間中総額 14,486百万円を支出

(参考:第二期人件費見積 16,086百万円)

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者 給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

《別表2》収支計画

平成23年度~平成27年度収支計画

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	40,756
経常費用	40,756
業務経費	29,491
受託経費	3 2 4
一般管理費	5, 398
減価償却費	5, 543
財務費用(利息)	0
臨時損失	0
収益の部	40,756
運営費交付金収益	33,658
受託収入	3 2 4
手数料収入	1, 231
資産見返負債戻入	5, 543
寄附金収益	0
臨時利益	0
 純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0
費用の部	1, 020
講習関係経費	1, 020
収益の部	8 2 3
講習関係収入	8 2 3
純利益	△197
目的積立金取崩額	197
総利益	0

注:機構における退職手当については、役員退職手当支給基準及び国家公務員退職手当法に 基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと 想定している。

《別表3》資金計画

平成23年度~平成27年度資金計画

(単位:百万円)

区 別	金額
資金支出	40,020
業務活動による支出	36, 233
投資活動による支出	3, 787
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	40,020
業務活動による収入	36, 459
運営費交付金による収入	3 4, 0 8 1
受託収入	3 2 4
講習関係収入	8 2 3
その他の収入	1, 231
投資活動による収入	3, 364
施設費による収入	1, 164
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	197